

一般社団法人 看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会 委員会運営規程

委員会共通運営規程

- 第1条 一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会（以下「本会」という。）定款施行細則第6章委員会に基づいて設置された委員会は、共通運営規程に則り、各委員会の運営規程に定め活動をする。
- 第2条 各委員会は、委員長（1名）、および委員若干名で組織する。なお、必要に応じて副委員長1名を選出することができる。
- 第3条 委員会の委員長は代表理事の指名により理事の中から選出し、理事会の承認を経て選任する。副委員長、委員は、委員長の指名により原則として会員（施設（当該施設の代表者又は代表者に準じる者）・個人）から選出し、理事会の承認を経て選任する。
- 第4条 委員長、副委員長、委員の任期は委員長たる理事の役員任期期間に準じるものとし、再任を妨げない。
- 第5条 委員に欠員が生じた場合、業務上増員が必要な場合は、委員を補充することができる。
- 第6条 各委員会において必要と認めるときは、その趣旨に合った小委員会を設けることができる。

総務委員会運営規程

(通則)

第1条 本委員会は、本会定款・定款細則及び本細則に基づいて運営する。

(目的)

第2条 本委員会は、協議会全体の運営にかかわる事項について討議する。

(業務)

第3条 本委員会の所掌事務は、以下の通りとする。

- (1) 協議会の組織のあり方とその運営に関する事項
- (2) 総会、理事会、その他本協議会の運営に関する事項
- (3) 事務局の管理、運営に関する事項
- (4) 諸契約や対外交渉に関する事項
- (5) 会員の入会、退会等の管理に関する事項
- (6) 会則、運営規程等に関する事項
- (7) 他の委員会等の運営に関する細則に関する事項
- (8) 理事会の運営等に関する細則の作成に関する事項
- (9) その他、他の委員会に属さない事項

学術委員会運営規程

(通則)

第1条 本委員会は、本会定款・定款細則及び本細則に基づいて運営する。

(目的)

第2条 本委員会は、協議会の学術的分野の運営にかかわる事項について討議する

(業務)

第3条 本委員会の所掌事務は、以下の通りとする。

- (1) シンポジウム開催に関する事項
- (2) 各種説明会、研修会に関する事項
- (3) 指定研修機関となる機関との連携と支援に関する事項
- (4) 各種調査に関する事項
- (5) 審議会等への要望書など政策提言に関する事項
- (6) 理事会から依頼のあった業務に関する事項
- (7) その他理事会の承認を得た業務に関する事項

広報委員会運営規程

(通則)

第1条 本委員会は、本会定款・定款細則及び本細則に基づいて運営する。

(目的)

第2条 本委員会は、協議会の広報分野の運営にかかわる事項について討議する

(業務)

第3条 本委員会の所掌事務は、以下の通りとする。

- (1) ポータルサイトの運営・管理に関する事項
- (2) ホームページの運営・管理に関する事項
- (3) ニュースレター等刊行物に関する事項
- (4) 理事会から依頼のあった業務に関する事項
- (5) その他理事会の承認を得た業務に関する事項

1. 本細則は、2024年9月12日から施行する。

2. 本細則は2025年5月9日から施行する。